

原則課税事業者の方

結局何をやらなくちゃいけないのかが分かります

インボイス制度準備ご案内

令和 5年8月21日(月)
ひょうご税理士法人
税理士 満浦 健裕

解説動画はコチラから



自計化の方



記帳代行の方

●インボイス制度の概要

- 買手は、**仕入税額控除の適用**のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス(適格請求書)を保存**する必要あり
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の**登録を受ける必要があります**、登録を受けると課税事業者として**消費税の申告納税が必要**

まずは基本をしっかり押さえましょう



●仕入税額控除とは？

納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{rcccl} \text{売上の消費税額} & - & \text{仕入や経費の消費税額} & = & \text{納付する税額} \\ \text{(売上税額)} & & \text{(仕入税額)} & & \text{(納付税額)} \end{array}$$



この仕入税額控除を受けるためには
インボイスの保存が必要



インボイスがなければ仕入税額控除は不可！



請求書や領収書等に登録番号があるかどうかで消費税の計算が変わります



● 仕入税額控除に関する経過措置

インボイス発行事業者以外の者(免税事業者)への支払についても制度開始後**6年間**は、仕入税額の一定割合の控除OK

● 免税事業者への支払に係る仕入税額控除の適用関係

期 間	免税事業者への支払につき	
令和5年9月末まで	全額控除OK	
令和5年10月 ～令和8年9月末(3年間)	80%控除OK	経過措置
令和8年10月 ～令和11年9月末(3年間)	50%控除OK	
令和11年10月以降	控除不可	



6年間のうちにどうするか判断して下さい
ということですね



●小規模事業者の負担軽減のための経過措置

免税事業者がインボイス登録のため課税事業者となった場合に、**消費税納税額を売上に係る消費税額の2割に軽減する特例**が創設されました。

※適用課税期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日までの日の属する課税期間

例：不動産賃貸業（簡易課税制度の事業区分6種）の場合

原則課税 の場合	課税売上800万円 消費税額 80万円	-	課税仕入200万円 消費税額 20万円	=	消費税 納税額60万円
簡易課税 の場合	課税売上800万円 消費税額 80万円	-	売上に係る消費税 ×40%→32万円	=	消費税 納税額48万円
特例適用 の場合	課税売上800万円 消費税額 80万円	-	売上に係る消費税 ×80%→64万円	=	消費税 納税額16万円

→3パターンの計算方法が可能となってしまったため、有利判定がより複雑に…
なお、この特例は事前届け出が不要のため、消費税計算後に有利判定OK

●インボイスの記載事項

請求書

(株)〇〇販売 御中

××年10月分

10/1 商品A	※	6,480円
10/1 商品B	※	3,240円
:		
10/1 商品X	①	8,800円
	合計	109,000円
※軽減税率対象	うち消費税額等	9,000円

(10%対象 55,000円	うち消費税額等	5,000円)
(8%対象 54,000円	うち消費税額等	4,000円)

② ③ △△商事(株)

④ 登録番号 T0001234567890

次の4つの記載が必要

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜 又は 税込) 及び適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等
- ④ 登録番号



●簡易インボイスの記載事項(インボイスとの違い)

- 特定の事業者(小売店業や飲食店業などの不特定かつ多数の者と取引をする事業者)のみ認められる
- インボイスとの違い
 - ①宛名の記載が不要
 - ②税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率のいずれかの記載でOK

下記3つのいずれもOK

【適用税率のみの記載例】

ひょうごMarket	
TEL:03-123-9999	
登録番号T98765...	
領収書	
発行日 xx	
商品XY001※	¥ 1,080
商品ZW003※	¥ 3,780
商品01234	¥ 4,400
8%対象 (税込)	¥ 4,860
10%対象 (税込)	¥ 4,400
合計	¥ 9,260
お預り	¥10,000
お釣り	¥ 740
※は軽減税率8%適用商品	

【税率ごとの消費税額のみ記載例】

ひょうごMarket	
TEL:03-123-9999	
登録番号T98765...	
領収書	
発行日 xx	
商品XY001※	¥ 1,080
商品ZW003※	¥ 3,780
商品01234	¥ 4,400
小計1	¥ 4,860
(うち消費税額	¥ 360)
小計2	¥ 4,400
(うち消費税額	¥ 400)
合計	¥9,260
お預り	¥10,000
お釣り	¥ 740
※は軽減税率8%適用商品	

【適用税率と消費税額の双方記載例】

ひょうごMarket	
TEL:03-123-9999	
登録番号T98765...	
領収書	
発行日 xx	
商品XY001※	¥ 1,080
商品ZW003※	¥ 3,780
商品01234	¥ 4,400
8%対象	¥ 4,860
(うち消費税額	¥ 360)
10%対象	¥ 4,400
(うち消費税額	¥ 400)
合計	¥9,260
お預り	¥10,000
お釣り	¥740
※は軽減税率8%適用商品	



● 返還インボイスの記載事項(返還インボイスとは?)

返品や値引き、販売奨励金など売上の一部を返還することになった時に発行が必要

××年12月15日 ③

① **販売奨励金支払明細書**

(株)〇〇御中

11月分 21,800円(税込) ②

取引日付	商品	奨励金金額
11/1	オレンジジュース※	1,080円
11/1	ビール	2,200円
:	:	:
合計	21,800円(消費税 1,800円)	
10%対象	11,000円 (消費税 1,000円)	
8%対象	10,800円 (消費税 800円)	

※印は軽減税率対象商品 ④

△△商事(株)

登録番号 T0001234567890

・インボイスに準じた記載事項であるが下記のポイント有り

- ①返還が行われる理由が分かるタイトル書き
- ②返還が行われる原因となった取引の内容と取引日の記載
- ③返還を実行した日の記載
- ④税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率のいずれかの記載でOK

事前準備

- ① 適格請求書発行事業者に登録済みですか？
- ② 取引先の登録番号の収集・管理はできていますか？
- ③ 取引先に登録番号を通知しましたか？
- ④ インボイスの保存は“紙”ですか“電子”ですか？
- ⑤ 経費をどう管理するのか作業方針は決まりましたか？





事前準備①.適格請求書発行事業者に登録済みですか？

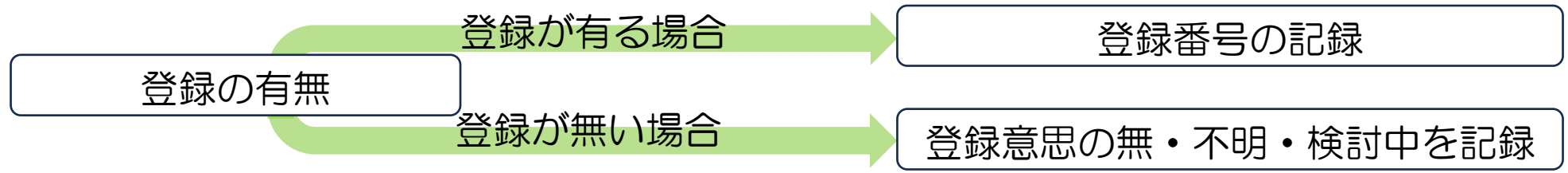
- **登録しないメリットはありません。**
登録の有無によって納付する消費税額に影響はありませんのですぐに登録しましょう。
- 登録は任意ですが、買手(得意先)が消費税の原則課税事業者の場合、登録しないと**R5.10.1以降は消費税の負担**をかけることとなります。
- 申請から登録まで**約1ヶ月の期間**を要します。
申請期限はR5.9.30ですが、すぐに登録通知されないので注意が必要です。





事前準備②. 取引先の登録番号の収集管理はできていますか？

継続的な取引先についてリストアップ



継続的でない**1度きりの取引先**、**少額な取引先**についても今後の取引の参考にするため、順次リストアップしていきましょう。

3万円未満の公共交通機関や自動販売機、従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当など**インボイスの保存が不要となる特例**もあります。

一定規模以下の事業者は(※)、1万円未満の取引について帳簿のみの保存で足り、インボイスの保存が不要(但し、R11.10.1以降は必要)です。

- ※次のいずれかの事業者
- ①基準期間における課税売上高が1億円以下
 - ②特定期間における課税売上高が5000万円以下





事前準備③. 取引先に登録番号を通知しましたか？

- 取引先特に買手(得意先)は売手である貴社の登録番号を早く確認したいはずです。**もれなく早急に通知**して先方に協力しましょう。
- 売手(仕入先)に買手である貴社の登録番号を通知すると同時に**先方の登録状況を早く確認**しましょう。先方に登録意思が無い、不明、検討中のいずれに該当するかによって先方との今後の取引を考える必要があります。場合によっては先方とのすり合わせが必要です。早めに対応しましょう。

登録意思の無・不明・検討中の場合
今後の取引を考える必要あり



- (1) インボイス発行事業者になるよう催促する
- (2) 値下げを要求する
- (3) 取引を少なくする
- (4) 取引をやめる(=他に依頼する)



事前準備④. インボイスの保存は“紙”ですか？“電子”ですか？

- **インボイスは7年間の保存義務**があり、売手は写しを買手はインボイスそのものを保存します。
- **令和6年以降は『電子帳簿保存法』**に対応すべく電子データは(I.改ざん防止措置やII.検索機能の確保といった保存要件に従った)電子保存が原則義務づけられます。

但し、多くの中小企業では、システム対応が間に合わない等を理由に「**出力書面を保存**」し、「**税務職員から求められた際にデータで渡せる(データを消去しない)**」状態にしておけば、従前の保存方法も認められます。

とはいえ、電子化の流れは今後ますます進んでいくことは確実ですのでこれを機会に**社内の電子化**を検討しましょう。

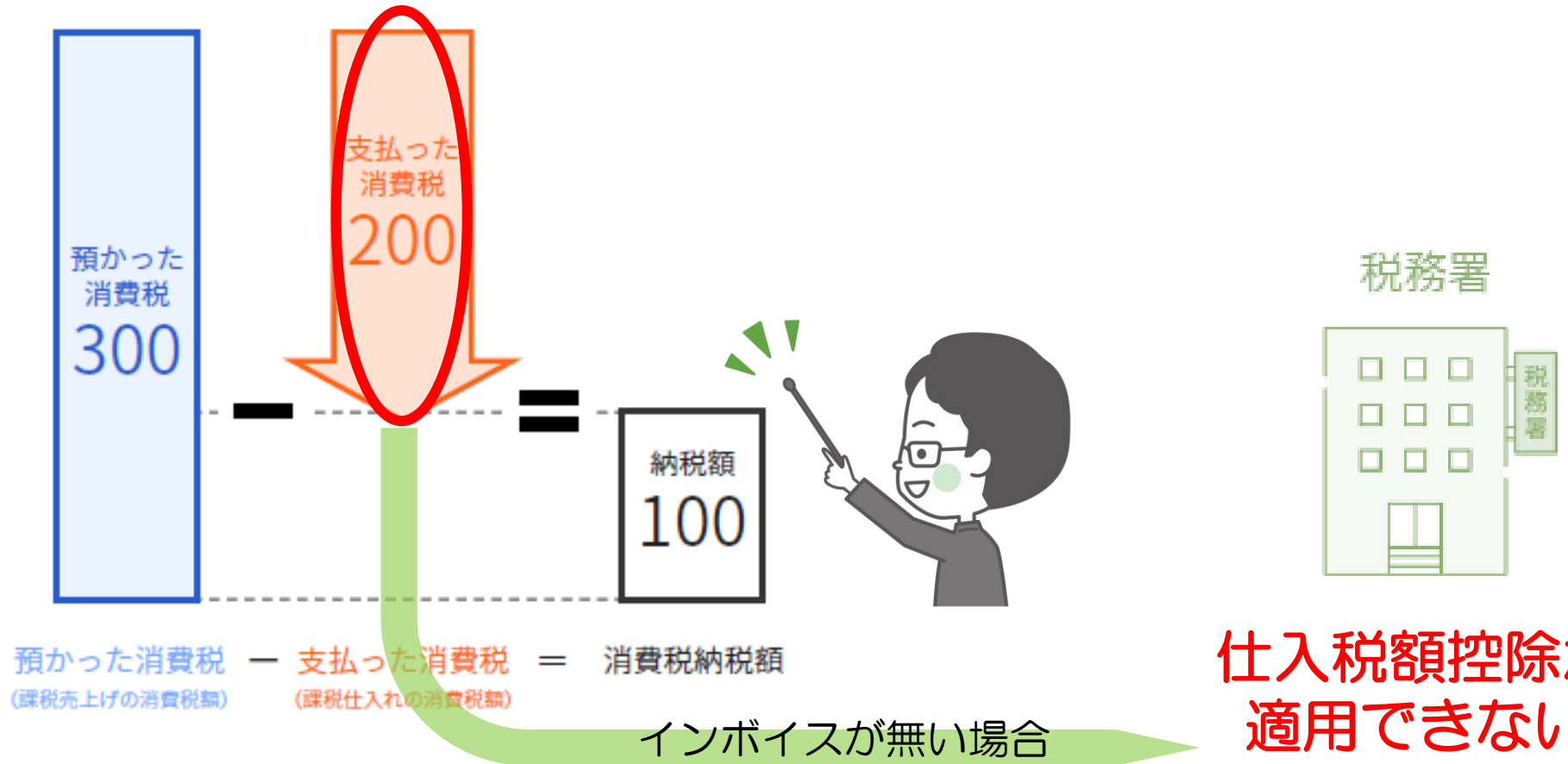




事前準備⑤. 経費をどう管理するのか作業方針は決まりましたか？

- 経費についても、金額に関係なく原則インボイスが必要です。
インボイスが無ければ原則仕入税額控除が適用できないことを役員や営業、総務など**経費支出に関わる担当者全員で認識を共有**しておきましょう。

仕入税額控除の計算方法



10月導入後の実務

①仕入れや外注の請求書・経費の領収書のインボイス
確認方法

(1)国税DB (2)スマート証憑管理 (3)証憑アップローダー

②消費税額の計算方法

③経過措置期間中の会計処理

適格請求書発行
事業者公表HP



(1) 国税庁データベースの利用

国税庁の「**適格請求書発行事業者公表サイト**」を利用すれば法人に限り、インボイス登録の有無の確認が可能

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

本文へ 閲覧支援ツール(音声読み上げ) サイトマップ

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

ホーム (登録番号を検索)	お知らせ	ご利用ガイド	ダウンロード Web-API	登録番号とは	よくある質問
------------------	------	--------	-------------------	--------	--------

📢: 重要なお知らせ

- 当サイトの検索機能に対して、スクレイピングなど、プログラムを用いて公開している情報を取得する行為の禁止等を**利用規約**に追記しました。
- 当サイトの利用にあたっては、**利用規約**をご確認のうえ、取得したデータについては、個人情報保護法に基づき適切にお取り扱いください。
- 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、登録申請書の提出状況などにより異なります。現在の通知までの期間の目安については、[国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト\(外部サイト\)](#)でご案内しております。
- 登録されると、税務署からインボイスの登録番号等を記載した「登録通知」(書面又は電子データ)が送付されます。書面の「通知書」については原則として再発行しておりませんので、e-Taxにより申請し、紛失の心配がない電子データによる通知の受領をお勧めしています。

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人番号を検索したい場合はこちら](#) >

🔍 登録番号を検索する

登録番号("T"を除く13桁の半角数字)を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

> [ご利用方法について](#)

登録番号

T 1234567890123 0桁

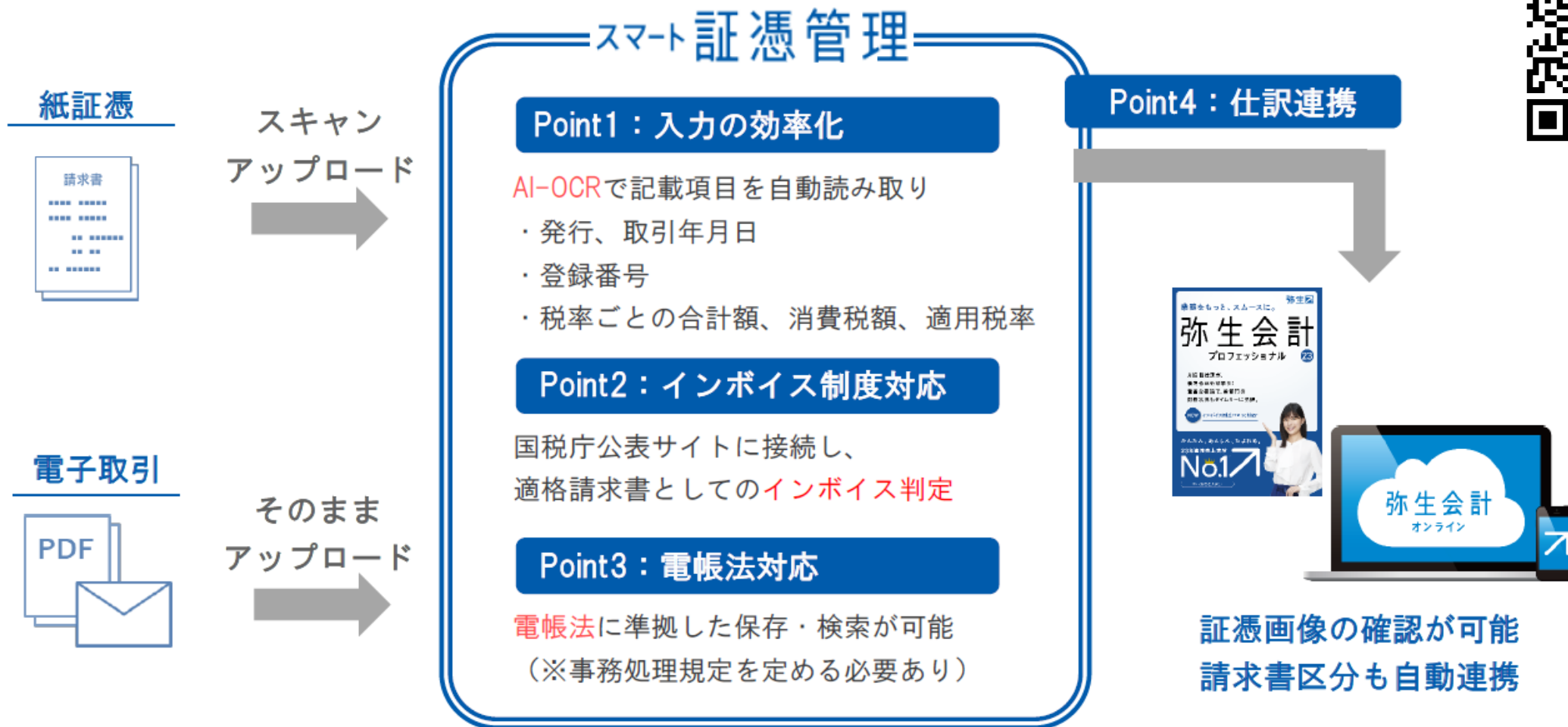
ここで必要になる法人番号も国税庁の「法人番号公表サイト」で検索可能

なお、個人については現状、売手に確認するしか方法が無いので注意が必要

弥生会計スマート
証憑管理の案内HP



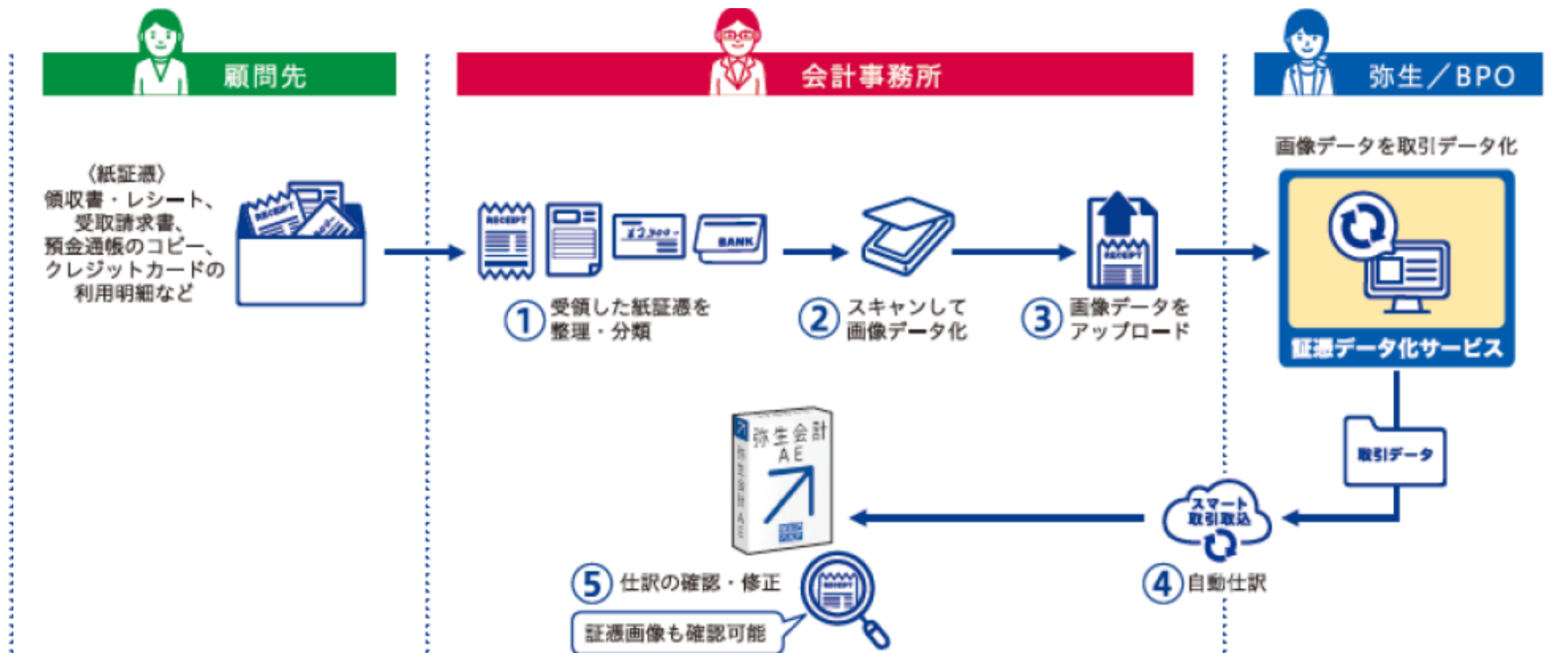
(2) スマート証憑管理(無料)の利用



①.仕入れや外注の請求書・経費の領収書のインボイス確認方法

(3) 証憑アップローダー(有料) の利用

スマート証憑管理では、自動読み取り後のデータ確認と弥生会計への取込作業がお客様サイドで必要。これを外注化するのが証憑アップローダー



- ◆オペレーターが自動仕訳に必要な項目を**99.9%の精度**で入力(18時までの依頼で、翌営業日24時まで納品)
- ◆**通帳、クレジットカード明細、現金出納帳**のデータ化にも対応

②.消費税額の計算方法

計算方法の組み合わせには次のような制限があります

		仕入にかかる消費税	
		(有利) 割戻し計算	(不利) 積上げ計算
売上にかかる消費税	(有利) 積上げ計算 (積上げ計算+割戻し計算の併用)	×	○ <small>(インボイス登録者限定)</small>
	(不利) 割戻し計算	○	○

◆割戻し計算
その年(年度)の売上、仕入の合計額(税込)に税率をかけて計算する方法。

$$\text{売上・仕入の合計額(税込)} \times 10/110^{(*)}$$

(*) 軽減税率の場合8/108

◆積上げ計算
インボイスに記載された消費税額等を積み上げて計算する方法。**税抜経理方式を採用している場合に選択可能。**

注意点

①インボイス登録した場合のみ選択できる方法

$$\text{売上にかかる消費税 積上げ計算} + \text{仕入にかかる消費税 積上げ計算}$$

②売上にかかる消費税は併用可能

取引先ごと又は事業ごとに計算方法を選択できるため併用が可能

③インボイス内では税率ごとに計算は1度だけ

個々の品目ごと消費税額を計算し、その合計額で記載することは不可

③.経過措置期間中の会計処理

例1) 免税事業者から消耗品を1,100円で購入した場合(80%控除期間に発生)

控除されない分(20%)を費用に上乗せする方法

(借)		(貸)	
消耗品費	1,020	現金	1,100
仮払消費税	80		

雑損失で区分する方法

取引時点の仕訳

(借)		(貸)	
消耗品費	1,000	現金	1,100
仮払消費税	100		

決算時の仕訳

(借)		(貸)	
雑損失	20	仮払消費税	20

いずれの方法であっても仕訳の摘要には「**80%控除対象**」など入力することにより、経過措置の適用を受ける課税仕入である旨を表示する必要があります。これは次の例2)も同じです。

③.経過措置期間中の会計処理

例2) 免税事業者から店舗用建物を税込1,100万円で購入した場合(80%控除期間に発生)
(20年定額償却と仮定)

控除されない分(20%)を資産に上乗せする方法

取引時点の仕訳

(借)	(貸)
建物 10,200,000	預金 11,000,000
仮払消費税 800,000	

決算時の仕訳

(借)	(貸)
減価償却費 510,000	減価償却累計額 510,000

雑損失で区分する方法

(減価償却資産を取得した場合には申告調整が必要)

取引時点の仕訳

(借)	(貸)
建物 10,000,000	預金 11,000,000
仮払消費税 1,000,000	

決算時の仕訳

(借)	(貸)
減価償却費 500,000	減価償却累計額 500,000
雑損失 200,000	仮払消費税 200,000

申告調整

$$(500,000 + 200,000) - 510,000 = 190,000$$

(減価償却費) (雑損失) (償却限度額) (減価償却超過額)